社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会　指定居宅介護支援事業
飯綱町社協ケアマネ事業所　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会が運営する指定居宅介護支援事業は、要介護状態等となった場合においても、個々の高齢者の個性を尊重、重視し、精神や身体面だけでなく日常生活面まで含めた幅広い評価を客観的に行い、適切な保健医療サービス、福祉サービス及び地域サービスが利用者にとって総合的かつ効率的にそして継続的に行われるよう支援することを目的とする。

（運営方針）

第２条　指定居宅介護支援事業に従事する介護支援専門員（以下「介護支援専門員」）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう配慮して行うものとする。

２　介護支援専門員は、利用者の心身の状況その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

３　介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、中立公正に行うものとする。

４　事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めることとする。また、ボランティア等をはじめ地域住民との連絡や啓発をする中で一体的なサービスが行われるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　：　飯綱町社協ケアマネ事業所

（２）所在地　：　長野県上水内郡飯綱町大字芋川１８１番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　指定居宅介護支援事業に従事する者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管 理 者：１名

当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うため必要な指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員：１名以上（利用者４４人を超えるごとに１名）

介護支援専門員は、利用者等からの相談に応じ、その心身の状況に応じて

適切な居宅サービスや施設サービスが利用できるように、市町村・居宅介護サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整等を行うなど、介護支援サービス（ケアマネジメント）の中核的な役割を担う。

（営業日及び営業時間）

第５条　指定居宅介護支援の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営 業 日：月曜日から金曜日までとする。（但し、年末年始（１２月３１日から１月３日まで）を除く）

（２）営業時間：午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第６条　居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

（１）居宅介護支援の提供に際しては、居宅介護支援専門員は常に身分証明証を携帯し、求められた時はこれを提示するものとする。また、あらかじめ利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要とその他、サービスの選択に必要と認められる重要な事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得るものとする。更に居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等の説明を行い、理解を得なければならない。

（２）居宅介護支援の提供を求められた場合は、利用者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定（以下「要介護認定等」という）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。なお、要介護認定等を受けていない申込者に対しては、申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（３）居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

２　指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

（１）居宅サービス計画の作成、変更、その評価

（２）利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者との連絡

（３）必要に応じて、介護保険施設への紹介とその他の便宜の提供

３　使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン方式を使用する。

４　利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、当事業所の相談室及び会議室を利用して行う。

５　介護支援専門員は、サービス開始後居宅においても、必要に応じて利用者の状態等を観察し、適切なサービスが実施されているか把握し、その結果について毎月記録する。

（利用料その他の費用）

第７条　指定居宅介護支援を提供した際に、実際に提供した居宅介護支援利用料と、居宅介護サービス計画費の額及び居宅支援サービス計画費との間に不合理な差額が生じてはならない。（基本的には、個人負担は生じない。）

２　指定居宅介護支援に係る費用の額については、介護報酬の告示上の額とする。
３　前項の支払いを受ける額のほか、次条による利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護支援を行う場合は、町境から１㎞につき５０円の交通費を徴収する。この場合、通常の実施地域にかかる部分については徴収しない。
４　前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対しサービスの内容及び、費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
５　あらかじめ、定めた期日までに利用者からの利用料又はその一部の支払いがなく、その後の請求にも係らず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該サービスの提供について停止をすることができる。

（通常の事業の実施地域）
第８条　指定居宅介護支援の通常の実施地域は飯綱町とする。ただし、利用希望があり対応可能な場合は、この限りではない。

（虐待防止に関する事項）
第９条　事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（５）虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底
２　事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）
第10条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
（１）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（２）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
（３）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（ハラスメントの対策）

第 11 条　事業所は、カスタマーハラスメントの防止及び発生時の対応については、ハラスメントの防止に関する規程に添い、必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条　指定居宅介護支援を実施するにあたり、社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上のための研究・研修の機会を設け、また業務体制の確保を図る。

（１）採用時研修　　採用後２ヶ月以内

（２）継続研修　　年２回以上

２　従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業者でなくなった後においても、引き続き同項に規定する義務を負う。

３　利用者等の情報を用いる場合は、利用者・家族等の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

４　提供した指定居宅介護支援に係る、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

５　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

７　利用者に関する記録は、支援完了後から５年保存する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。